

報告第 25 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 10 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

令和7年6月4日に発生した事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月22日

足立区長 近 藤 弥 生

事故に関する和解について

足立区は、令和 7 年 6 月 4 日に発生した車両事故（以下「本件事故」という。）について、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区関原在住者

2 本件事故の概要

令和 7 年 6 月 4 日、国道 4 号線（足立区六月一丁目 1 番 先路上）において、足立区職員の運転する自動車が車線変更を行った際、後方から直進してきた相手方が運転する自動車と衝突したものの。

3 和解の要旨

- （１）足立区は、相手方の損害のうち、３５６，０６３円を負担する。
- （２）相手方は、足立区の損害のうち、３０６，１３０円を負担する。
- （３）上記（１）及び（２）の負担額については、足立区が相手方に対し、（２）の金額から（１）の金額を差し引いた４９，９３３円を支払うことにより清算する。
- （４）足立区及び相手方は、本件事故による物件損害について、上記の条件以外に何ら債権債務のないことを確認し、今後双方とも請求を行わないことを誓約する。

以上